

令和5年度決算総会  
資料

令和6年3月8日(金)作成

# 舞鶴市立白系中学校PTA総会

## ○令和5年度 決算総会の部

### 本部役員・会計監査

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
会長	垣内 秀夫	書記	森下 直哉	議長	福井 賢	会計監査	上林 英生
副会長	市村 千春	会計	田岡 真理子	監事	木下 恵	会計監査	大戸 由利亞
副会長	田中 まり	議長	東 秀代				

### 本部役員会

第1回	4月14日	活動方針、事業計画、総会等について
第2回	4月21日	合同委員会及び企画員会準備と参加
第3回	6月28日	清掃ボランティアやあいさつ運動等について
第4回	9月20日	三校合同「人権講演会」や令和5年度府P与謝大会等について
第5回	10月24日	令和5年度PTA本部役員選挙や三校合同「人権講演会」について
第6回	3月18日	令和5年度のまとめと引継ぎ

### 役員会以外の活動への参加

合同委員会、企画委員会への参加および運営	4月22日	京都府PTA研究大会与謝大会に参加	10月29日
みんなでコラボin中丹(綾部市)に参加	6月25日	白系校区一斉あいさつ運動への参加	11月15日
京都府PTA指導者中央研修会(京都国際会館)に参加	7月11日	三校合同人権講演会への参加	11月24日
家庭科浴衣の着付け教室ボランティア	7月10日~7月12日	第11回舞鶴市PTA研究大会への参加	11月25日
与保呂川クリーンキャンペーンに参加	10月18日	令和5年度舞P決算総会	3月9日

### 白系校区PTA交流活動

・テーマ	白系校区一斉あいさつ運動
・目的	家庭・地域・学校れのつながりを強め、元気で温かみのある地域へと発展していくことを目指す。
・参加	舞鶴市立新舞鶴小学校、舞鶴市立志楽小学校、舞鶴市立白系中学校PTA
・日時	令和5年11月15日(火) 午前7時40分~午前8時20分
・場所	各小中学校正門付近、白系中学校区内各ポイント
・内容	あいさつ運動

1年学年委員会	委員長	山本 千晶	副委員長	竹内 公英
1 学年委員会	4月22日	正副委員長の選出、年間指導計画について		
2 三者懇談会	12月上旬	学校・家庭での様子の交流		

2年学年委員会	委員長	尾鳥 七江	副委員長	吉岡 広樹
1 学年委員会	4月22日	正副委員長の選出、年間活動計画について		
2 三者懇談会	12月上旬	学校・家庭での様子の交流		

3年学年委員会	委員長	細井 義広	副委員長	三好 朋美
1 学年委員会	4月21日	正副委員長の選出、年間指導計画について		
2 修学旅行進路説明会	5月12日	修学旅行・進路説明会		
3 進路説明会	10月24日	第2回進路説明会		
4 学年委員会	2月16日	PTAの取組立案・卒業式に向けて・1年のまとめ		
5 卒業式	3月15日			
※学級懇や1年間のまとめの委員会を予定していましたが、中止となりました。				

6組学年委員会	委員長	古和田 朋之
1 第1回学年委員会	4月21日	年間指導計画について
2 舞鶴支援学校説明会	6月13日	舞鶴支援学校説明会に参加
3 舞鶴支援学校オープン	7月4日	オープンスクールの参観
4 秋の親子行事	10月29日	カレー作り(グリーンスポーツセンター)
5 冬の親子行事	12月16日	人形劇鑑賞(林業センター)
6 保護者学習会	2月3日	元日星高校カウンセラー矢原先生の講演(カフェもくもく)
6 連合作品展	2月3日~4日	連合作品展の作品鑑賞
7 第2回学年委員会	2月15日	1年間のまとめ・次年度への引き継ぎ事項(書面にて)
8 卒業を祝う会	3月上旬	卒業を祝う会の参観

見守り委員	委員長	白井 慎太郎	副委員長	宮川 菜美子
1 挨拶運動	6月21日	白系中学校あいさつ運動		
2 講演会	6月21日	中学生のための法律教育講座に参加		
3 挨拶運動	11月15日	白系中学校区あいさつ運動		

人権啓発委員	委員長	平田 知	副委員長	前多 祥
1 人権講演会	11月24日	三校合同人権講演会		
2 機関紙	3月13日	機関紙「しらいと」発行		

# 令和5年度 PTA一般会計決算報告

収入の部 (単位:円)

項目	本年度予算案	本年度決算額	摘要
前年度繰越金	261	261	
会費	1,053,600	1,053,000	200円×12ヶ月×439人(途中転出入含む)
教職員会計	88,800	88,800	200円×12ヶ月×37人
利子・雑収入	0	1	利息
合計	1,142,661	1,142,062	

支出の部

項目	本年度予算案	本年度決算額	摘要
運営費	769,775	809,418	
事務費	100,000	110,273	インク、ラミネーターなど
会議費	2,000	1,965	茶
負担金	72,495	72,495	舞P 白糸校区子育て支援連絡協議会
研修費	30,000	12,080	研修費(市内)
卒業記念費	118,400	129,630	印鑑、印鑑ケース
儀式費	40,000	48,405	入学式・卒業式花代
慶弔費	20,000	0	
安全会費	41,880	41,403	府P安全会費
環境整備費	345,000	393,167	掃除用品など、内40000円をカーテンクリーニング代として特別会計へ積み立て
人権啓発委員会費	220,000	224,000	
白糸校区人権講演会補助金	15,000	15,000	校区人権講演会講師謝礼
機関紙印刷費	55,000	77,000	機関誌製本代
学校祭補助費	150,000	132,000	学校祭補助など
活動費		0	
見守り委員会活動費	150,000	105,382	
活動費		0	腕章
体育祭補助費	150,000	105,382	体育祭補助(競技用具など)
学年費	0	0	
予備費	2,886	0	
合計	1,142,661	1,138,800	

残 1,142,062 - 1,138,800 = 3,262

【差引残高】

差引残高 3,262 円 は次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月22日

白糸中学校PTA会計

田岡 真理子

同

西村 千嘉子

監査の結果、間違いのないことを認めます。

令和6年3月22日

白糸中学校PTA会計監査

上林 英生

同

大戸 由利亜

原本については学校で保管

# 令和5年度

# PTA特別会計決算報告

## 収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
前年度繰越金	490,218	490,218	
本年度報奨金	12,000	16,980	
事業収益金	80,000	116,550	資源回収(アルミ缶等)
カーテンクリーニング積立	40,000	40,000	一般会計より積み立て
雑収入	0	4	利息
合計	622,218	663,752	

## 支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
教育施設充当費	100,000	314,600	タイマー、額縁
環境整備費	0	0	
予備費	10,000	0	
合計	110,000	314,600	

残 663752 - 314600 = 349,152

### 【差引残高】

差引残高 349,152円 は次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月22日

白糸中学校PTA会計

田岡 真理子

同

西村 千嘉子

監査の結果、間違いのないことを認めます。

令和6年3月22日

白糸中学校PTA会計監査

上林 英生

同

大戸 由利亜

原本については学校で保管

令和5年度

## クラブ後援会費会計 決算報告書

## 収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
前年度繰越金	2,900	2,900	
会費	500,000	420,000	
生徒会費より	95,000	95,000	200円×475人
利子・雑収入	0	1	利息
合計	597,900	517,901	

## 支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
<b>共通費</b>	0	0	
外部施設使用料	0	0	
<b>クラブ活動費</b>	597,900	501,528	
野球	40,000	31,000	ボール
ソフトテニス	70,000	62,000	ボール、ラインテープ他
バスケットボール	70,000	60,630	ボールケース、空気針他
陸上競技	50,000	40,000	記録会参加料
柔道	35,000	30,000	貸切バス代他
剣道	38,000	31,000	剣道衣
バレーボール	80,000	62,000	ルールブック、ハンドポンプ他
ソフトボール	40,000	30,000	ボール、ブレーカー版代
卓球	55,000	55,000	試合参加交通費他
オリオン	90,000	80,000	楽譜、楽器修理
アカンザス	10,000	9,898	アクリルガッシュ他
家庭科	10,000	10,000	フェルト、プラバン他
科学	9,900	0	
<b>予備費</b>	0	0	
合計	597,900	501,528	

残 517,901 - 501,528 = 16,373

差引残高 16,373円 は次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月22日

白糸中学校クラブ活動後援会 会計

田岡 真理子

同

堀 大輔

上記監査の結果、間違いのないことを認めます。

令和6年3月22日

白糸中学校クラブ活動後援会 会計監査

大戸 由利亜

同

上林 英生

原本は学校保管

令和5年度 クラブ後援会賛助会費会計 決算報告書

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	摘 要
前年度繰越金	739,330	739,330	
賛 助 会 費	0	0	
利子・雑収入	0	6	貯金利息
合 計	739,330	739,336	

支出の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	摘 要
旅 費	0	0	府総体等
大会参加費	0	38,100	大会参加費、登録料
合 計	0	38,100	

残 739,336 - 38,100 = 701,236

差引残高 701,236円 は次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月22日

白糸中学校クラブ活動後援会 会計

田岡 真理子

同

堀 大輔

上記監査の結果、間違いのないことを認めます。

令和6年3月22日

白糸中学校クラブ活動後援会 会計監査

大戸 由利亜

同

上林 英生

原本は学校保管

# 令和6年度予算総会 資料

## ○令和6年度 予算総会の部

### PTA活動スローガン（案）

# 子どもたちに声援をおくろう！

#### 【具体方針】

- ①会員の誰もが参加しやすいPTA活動を行い、会員相互の親睦を図りましょう。
- ②社会の変化や子どもたちの状況、そして学校教育を正しく理解するために、研修に励みましょう。
- ③家庭、学校や地域諸団体との連携・交流を深め、子どもたちの「生きる力」の育成に努めましょう。
- ④家庭では、子どもの学習や人間育成等に係る家庭の教育力を一層発揮しましょう。
- ⑤子どもの安全や健康を守る取組を推進しましょう。

### 本部・学年・各委員会の年間活動計画（案）

#### 【重点課題】

- ①人権に関わる諸問題の意識啓発に努め、青少年健全育成の活動を推進する。
- ②学校・委員会と協力して、「学習意欲を高めるための良い環境づくり」に努める。

#### 活動計画（共通）

項目	時期	内容	関係学年・委員会
学年委員会	4月19日	・正副委員長の選出 ・年間活動計画	全委員会
学年懇談会	1学期	・学校での様子について	全学年
学年委員会	2学期	・学年学級懇談会に向けて	全学年
学年学級懇談会	2学期	・学校での様子交流・進路説明会	全学年
学年委員会	2月	・学年のまとめ	全学年
総括会議	3月	・全委員会のまとめ報告	全委員会

#### 活動計画（単独）

項目	時期	内容	関係学年・委員会
新入生歓迎会	4月	・6組新入生を祝う	6組
支援学校体験入学	10月	・3年生、保護者の体験入学	6組
市ふれあいレク	11月	・他校との交流	6組
連合作品展	11月	・作品展を見学	6組
卒業生を祝う会	3月	・6組3年生の卒業を保護者と祝う	6組
白糸校区人権講演会	2学期	・人権講演会の企画および運営	人権啓発委員会
機関誌「しらいと」	11月～2月下旬	・機関誌「しらいと」全PTA配布	人権啓発委員会
あいさつ運動	各学期に1回程度	・通学路の危険個所でのあいさつ運動	見守り委員会
啓発活動	2学期	・SNS等に係る啓発活動	見守り委員会

# 1 年学年委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 正副委員長の決定

委員長 今井 茜 (1年1組)

副委員長 山本 弓子 (1年3組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- 4月19日(金) 第1回学年委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- 10月下旬 第2回学年委員会  
(進路説明会について)
- 11月 進路説明会
- 2月下旬 第3回学年委員会  
(年間の総括)

# 2年学年委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 正副委員長の決定

委員長 佐藤 愛子 (2年2組)

副委員長 糸井 奈緒美 (2年4組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- 4月19日(金) 第1回学年委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- 10月中旬～下旬 第2回学年委員会  
(進路に関する説明会について)
- 10月下旬～11月 進路に関する説明会
- 2月下旬 第3回学年委員会  
(年間の総括)

# 3年学年委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 正副委員長の決定

委員長 塩田 宰 (3年3組)

副委員長 玉林 慶子 (3年3組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- ・4月19日(金) 第1回学年委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- ・5月10日(金) 修学旅行説明会  
進路説明会
- ・8月 三者懇談会
- ・10月 進路説明会
- ・11月上旬 学年委員会  
学級懇談会(学校・家庭での様子の交流)
- ・12月 三者懇談会
- ・2月上旬 学年委員会(学年のまとめ)
- ・3月14日(金) 卒業式

# 6組学年委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 委員長の決定

委員長 西脇 千晶 (2年6組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- ・ 4月19日(金) 第1回学年委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- ・ 7月 舞鶴支援学校オープンスクール 保護者参観
- ・ 9月～11月 茶道体験 保護者参観
- ・ 2月下旬 第2回学年委員会(年間の総括)
- ・ 3月上旬 卒業を祝う会 参観

# 見守り委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 正副委員長の決定

委員長 船本 恵美 (3年5組)

副委員長 江口 美紀 (3年2組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- 4月19日(金) 第1回見守り委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- 6月中旬(予定) 朝の交通安全指導
- 10月(予定) 白糸中学校区あいさつ運動
- 11月中旬(予定) 朝の交通安全指導
- 1月下旬(予定) 朝の交通安全指導

# 人権啓発委員会活動計画表

白糸中学校PTA

## 1 正副委員長の決定

委員長 武田 一哉 ( 1年 3組)

副委員長 津山 芳輝 ( 3年 4組)

## 2 事業計画の作成

令和6年度

- 4月19日(金) 第1回人権啓発委員会  
(年間事業計画の作成、委員長・副委員長の選出)
- 10月～11月(予定) 第2回人権啓発委員会  
(人権講演会開催に向けて)  
※書面でお知らせになる可能性あり
- 11月～12月(予定) 人権講演会実施
- 2月(予定) 機関紙原稿記入・発刊準備(データ入力)  
年間の総括
- 3月 機関紙発刊

## 令和6年度

## PTA一般会計予算(案)

## 収入の部

(単位:円)

項 目	昨年度決算額	本年度予算案	摘 要
前年度繰越金	261	3,262	
会 費	1,053,000	1,020,000	200円×12ヶ月×425人
教職員会計	88,800	88,800	200円×12ヶ月×37人
利子・雑収入	1	0	
合 計	1,142,062	1,112,062	

## 支出の部

項 目	昨年度決算額	本年度予算案	摘 要
運営費	809,418	727,062	
事務費	110,273	150,000	封筒、コピー用紙、印刷代など
会議費	1,965	2,000	茶葉代など
負担金	72,495	70,819	舞P負担金(生徒数×151円)
研修費	12,080	30,000	研修費(市内、府Pなど)
卒業記念品費	129,630	128,250	卒業記念品
儀式費	48,405	50,000	入学式・卒業式花代、来賓お茶代など
慶弔費	0	20,000	香資、花輪
安全会費	41,403	41,512	府P安全会費
環境整備費	393,167	234,481	掃除用品など、内40000円をカーテンクリーニング代として特別会計へ積み立て
人権啓発委員会費	224,000	235,000	
校区人権講演会補助	15,000	15,000	白糸中校区人権講演会分担金(3校で分担)など
機関紙印刷費	77,000	70,000	機関紙製本代
学校祭補助費	132,000	150,000	学校祭補助
活動費	0		
見守り委員会活動費	105,382	150,000	
活動費	0		
体育祭補助費	105,382	150,000	体育祭補助
学年費	0	0	
予備費			
合 計	1,138,800	1,112,062	

## 令和6年度 PTA特別会計予算(案)

### 収入の部

(単位:円)

項 目	昨年度決算額	本年度予算額	摘 要
前年度繰越金	490,218	349,152	
本年度報奨金	16,980	12,000	市資源回収活動報奨金
事業収益金	116,550	80,000	資源回収
カーテンクリーニング積立	40,000	40,000	一般会計より積み立て
雑収入	4	0	利息
合計	663,752	481,152	

### 支出の部

項 目	昨年度決算額	本年度予算額	摘 要
教育設備充当費	314,600	100,000	教育設備費 (卒業証書入れ版代・通知表ファイル版代込み)
環境整備費	0	0	
予備費	0	10,000	
合計	314,600	110,000	

## 舞鶴市立白糸中学校 P T A 規約

- 第 1 条 本会は舞鶴市立白糸中学校 P T A という。
- 第 2 条 本会は、生徒の保護者と教職員とで組織する。
- 第 3 条 本会の事務局は、白糸中学校に置く。
- 第 4 条 本会は、会員一体となって、生徒の福祉を増進し学校教育の伸展と会員相互の親善をはかることを目的とする。
- 第 5 条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。
1. 学校教育の振興に関すること。
  2. 家庭と社会に対する教育の改善向上に関すること。
  3. 会員相互の親善並びに教養に関すること。
  4. クラブ後援会に関すること。
  5. その他、本会の目的達成に必要なこと。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。本会の役員は、クラブ後援会の役員を兼ねる。
1. 会 長 1 名
  2. 副会長 2 名 (男女各 1 名)
  3. 書 記 1 名
  4. 会 計 1 名
  5. 議 長 2 名
  6. 監 事 1 名
- 但し、教職員の書記・会計は別に定める。
- 第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理する。
  3. 書記は会長の命を受けて会務を処理する。
  4. 会計 (監事) は本会の会計を掌理する。
  5. 議長は総会及び企画委員会の議長をつとめる。
- 第 8 条 本会の役員は 3 月 1 5 日までに役員選挙規定にもとづき会員の通信投票により選出する。
- 第 9 条 役員は 4 月に就任し、任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 10 条 学校長・教頭は本会の顧問となり、役員並びに委員の相談に応じ意見を述べる。
- 第 11 条 本会に会計監査 2 名を置く。会計監査は、会長が委嘱する。本部の役員を兼ねることはできない。
- 第 12 条 本会に次の委員会を設ける。
1. 企画委員会  
事業の企画並びに運営にあたる。  
委員は本部役員、委員長・副委員長及び委員会担当の教職員があたる。
  2. その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。  
会長が提案し、企画委員会で承認を得る。
- 第 13 条 本会に次の委員を設ける。
1. 学年委員  
学級・学年に関する問題を処理する。  
委員は各学級から互選によって男女各 1 名を選出する。  
生徒の在籍 3 年間で一度でも本部役員・学年委員を経験したものは免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨げない。  
学年委員は、2 (人権啓発委員) または 3 (見守り委員) のどちらかの委員を兼ね、その人数はそれぞれ半数程度とする。
  2. 人権啓発委員  
人権啓発に係る活動や機関誌「しらいと」の作成作業を行う。
  3. 見守り委員  
あいさつ運動や SNS 問題をはじめ生徒を取り巻く身近な問題や危険に関する啓発活動を行う。

委員長・副委員長は各委員の互選による。また、教職員の委員は、教職員の中から会長が委嘱する。

第 14 条 本会の議会は原則として、年 1 回として、全員の 5 分の 1 以上の出席がなければ決議することができない。必要あるときは臨時総会を開くことができる。

第 15 条 総会は次のことを決める。

①規約の改正 ②事業の決定 ③会計の承認 ④その他重要事項

第 16 条 本会の経費は会費並びに事業収益金・寄付金をもってあてる。  
会費は月額 200 円とする。

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 附 則

本規約は昭和 33 年 4 月 27 日から実施する。

昭和 39 年 6 月 30 日 体育後援会に関する部分を挿入する。

昭和 42 年 4 月 29 日 一部改正

昭和 50 年 4 月 29 日 一部改正

昭和 51 年 4 月 29 日 一部改正

昭和 55 年 4 月 29 日 一部改正 (会費)

昭和 58 年 4 月 29 日 一部改正 (会費)

昭和 59 年 4 月 29 日 一部改正 (選挙規定)

昭和 60 年 3 月 9 日 一部改正 (後援会)

昭和 61 年 4 月 29 日 一部改正 (選挙規定)

昭和 63 年 4 月 29 日 一部改正 (会費)

平成 4 年 2 月 22 日 一部改正 (選挙規定)

平成 6 年 2 月 26 日 一部改正 (委員会、事業部、選挙規定)

平成 8 年 3 月 2 日 一部改正 (会費)

平成 11 年 2 月 20 日 一部改正 (委員会、事業部)

平成 12 年 4 月 30 日 一部改正 (後援会)

平成 16 年 4 月 25 日 一部改正 (委員会)

平成 26 年 4 月 27 日 一部改正

平成 27 年 4 月 26 日 一部改正 (役員数、学年委員の役割、文言「教職員」)

平成 29 年 4 月 23 日 一部改正 (学年委員の選出)

令和 3 年 3 月 24 日 一部改正 (人権啓発委員・見守り委員の創設。会費の変更)

令和 3 年 1 月 23 日 一部改正 (地域委員廃止、地域委員廃止に伴う項の繰り上げ)

## 白糸中学校PTA役員選挙規定

- 第 1 条 P T A の会長・副会長・書記・会計・議長及び監事の選出は、次の方法によって行う。
- 第 2 条 役員選挙執行のため、選挙管理委員会を設置する。  
委員は、本部役員から 1 名、1 年及び 2 年の各学年の保護者から各 1 名と教職員から 2 名選出し、5 名で構成する。委員長は、委員の互選とする。
- 第 3 条 選挙管理委員会は、役員選挙の告示を行い、立候補を受け付ける。
- 第 4 条 立候補の受付は、告示の日から 5 日間とし、最終日正午をもって締め切る。  
但し、当日が休日の場合は翌日とする。
- 第 5 条 役員立候補は毎年 1 月 8 日現在で P T A 会員であるものとする。(但し、3 年生の P T A 会員を除く、第 6 条・第 9 条及び第 1 0 条も同様)  
また、新 1 年生については、校下小学校 6 年生の保護者とする。(以下 P T A 会員に含む)
- 第 6 条 選挙管理委員会は、立候補があった場合、氏名等を記入した投票用紙を P T A 会員に配布し、通信投票を行う。
- 第 7 条 選挙は最高得票者を当選とし、同数の場合は決選投票を行う。
- 第 8 条 立候補のない場合またはそれに満たない場合は選考委員会を設置する。  
選考委員会は  
①本部役員 1 名、3 年を除く各学級より 1 名ずつ男女構成を考慮して選出する。また、新 1 年生については校下小学校 6 年生の学級より各組 1 名ずつ男女構成を考慮して選出する。  
②教職員から 2 名選出する。  
③選考委員長は、委員の互選とする。
- 第 9 条 選考委員会は、P T A 会員の中から役員候補者を選考し、選挙管理委員会へ報告する。
- 第 1 0 条 選挙管理委員会は選考委員会の報告に基づき、氏名等を記入した投票用紙を P T A 会員に配布し、通信投票を行う。選挙は最高得票者を当選とする。
- 第 1 1 条 選挙監理委員及び選考委員が候補者となった場合、その職がとかれる。この場合各委員の欠員は補充しないものとする。
- 第 1 2 条 選挙管理委員長は選挙結果を会員に報告するものとする。

### 附 則

- 昭和 4 4 年 4 月 2 9 日 一部改正  
昭和 5 9 年 4 月 2 9 日 一部改正  
昭和 6 1 年 4 月 2 9 日 一部改正  
平成 2 年 2 月 2 5 日 一部改正  
平成 4 年 2 月 2 2 日 一部改正  
平成 1 1 年 2 月 2 0 日 一部改正  
平成 2 7 年 4 月 2 6 日 一部改正 (文言「教職員」)  
令和 3 年 3 月 2 4 日 一部改正 (第 2 条選挙管理委員数の削減)

## 選挙規定細則

1. 立候補届の記載事項は、次の通りとする。
  - ① 氏名及び生徒の学年と組
  - ② 役職
  - ③ 立候補の抱負
2. 選挙監理委員は、告示の日より2週間以内に選挙を行う。
3. 投票期間は3日間とし、休日はこの日数に含めないものとする。
4. 選考委員会で選考された候補者に対する投票についても、第1・2項を運用する。
5. 信任投票は、信任は○印、不信任は×印とし、白紙は無効とする。
6. 信任投票は無記名投票とする。
7. 選挙管理委員会は、選考委員会による役員候補の投票を含め、3月15日までに選挙を行うものとする。

## 令和6年度 規約等の改正について

### 1. 規約等の改正1

以下の規約について、「男女」を指定する文言を削除します。  
理由：性別ではなく、個人で適性を判断する方が適切なため。

#### ①PTA規約

(旧) 第6条第2号 副会長 2名 男女各1名  
(新) 第6条第2号 副会長 2名

(旧) 第13条第1号。  
1 学年委員 学級・学年に関する問題を処理する。  
委員は各学級から互選によって男女各1名を選出する。  
(新) 第13条第1号。  
1 学年委員 学級・学年に関する問題を処理する。  
委員は各学級から互選によって2名を選出する。

#### ②PTA役員選挙規定

(旧) 第8条  
選考委員会は  
①本部役員1名、3年を除く各学級より1名ずつ男女構成を考慮して選出する。また、新1年生については校下小学校6年生の学級より各組1名ずつ男女構成を考慮して選出する。  
(新) 第8条  
選考委員会は  
①本部役員1名、3年を除く学年委員により構成する。また、新1年生については校下小学校6年生の学級より選出する。

### 2. 規約等の改正2

以下の規約について、「もの（個人）」を「家庭」に改正します。  
理由：共働き家庭の増加により、学年委員の業務を家庭内で分担するため。

#### ①PTA規約

(旧) 第13条第1号  
生徒の在籍3年間で一度でも本部役員・学年委員を経験したものは免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨げない。  
(新) 第13条第1号  
生徒の在籍3年間で一度でも本部役員・学年委員を経験した家庭は免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨げない。

舞鶴市立白糸中学校 PTA 規約改正(案)

1 第6条の2を変更する。

2 第13条の1を変更する。

舞鶴市立白糸中学校 PTA 規約 新旧対照表

【現 行】	【改 正】
第 1 条 本会は舞鶴市立白糸中学校 P T A という。	第 1 条 本会は舞鶴市立白糸中学校 P T A という。
第 2 条 本会は、生徒の保護者と教職員とで組織する。	第 2 条 本会は、生徒の保護者と教職員とで組織する。
第 3 条 本会の事務局は、白糸中学校に置く。	第 3 条 本会の事務局は、白糸中学校に置く。
第 4 条 本会は、会員一体となって、生徒の福祉を増進し学校教育の伸展と会員相互の親善をはかることを目的とする。	第 4 条 本会は、会員一体となって、生徒の福祉を増進し学校教育の伸展と会員相互の親善をはかることを目的とする。
第 5 条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。 1.学校教育の振興に関すること。 2.家庭と社会に対する教育の改善向上に関すること。 3.会員相互の親善並びに教養に関すること。 4.クラブ後援会に関すること。 5.その他、本会の目的達成に必要なこと。	第 5 条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。 1.学校教育の振興に関すること。 2.家庭と社会に対する教育の改善向上に関すること。 3.会員相互の親善並びに教養に関すること。 4.クラブ後援会に関すること。 5.その他、本会の目的達成に必要なこと。
第 6 条 本会に次の役員を置く。本会の役員は、クラブ後援会の役員を兼ねる。 1.会 長 1名 2.副会長 2名 (男女各1名) 3.書 記 1名 4.会 計 1名 5.議 長 2名 6.監 事 1名 但し、教職員の書記・会計は別に定める。	第 6 条 本会に次の役員を置く。本会の役員は、クラブ後援会の役員を兼ねる。 1.会 長 1名 2.副会長 2名 <del>(男女各1名)</del> 3.書 記 1名 4.会 計 1名 5.議 長 2名 6.監 事 1名 但し、教職員の書記・会計は別に定める。
第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。 1.会長は会務を総理し、本会を代表する。 2.副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理する。 3.書記は会長の命を受けて会務を処理する。 4.会計（監事）は本会の会計を掌理する。 5.議長は総会及び企画委員会の議長をつとめる。	第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。 1.会長は会務を総理し、本会を代表する。 2.副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理する。 3.書記は会長の命を受けて会務を処理する。 4.会計（監事）は本会の会計を掌理する。 5.議長は総会及び企画委員会の議長をつとめる。
第 8 条 本会の役員は3月15日までに役員選挙規定にもとづき会員の通信投票により選出する。	第 8 条 本会の役員は3月15日までに役員選挙規定にもとづき会員の通信投票により選出する。

- 第 9 条 役員は4月に就任し、任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 10 条 学校長・教頭は本会の顧問となり、役員並びに委員の相談に応じ意見を述べる。
- 第 11 条 本会に会計監査2名を置く。会計監査は、会長が委嘱する。  
本部の役員を兼ねることはできない。
- 第 12 条 本会に次の委員会を設ける。
- 1.企画委員会  
事業の企画並びに運営にあたる。  
委員は本部役員,委員長・副委員長及び委員会担当の教職員があたる。
  - 2.その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。  
会長が提案し、企画委員会で承認を得る。
- 第 13 条 本会に次の委員を設ける。
- 1.学年委員  
学級・学年に関する問題を処理する。  
委員は各学級から互選によって男女各1名を選出する。  
生徒の在籍3年間で一度でも本部役員・学年委員を経験したものは免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨げない。  
学年委員は、2（人権啓発委員）または3（見守り委員）のどちらかの委員を兼ね、その人数はそれぞれ半数程度とする。
  - 2.人権啓発委員  
人権啓発に係る活動や機関誌「しらいと」の作成作業を行う。
  - 3.見守り委員  
あいさつ運動やSNS問題をはじめ生徒を取り巻く身近な問題や危険に関する啓発活動を行う。  
委員長・副委員長は各委員の互選による。また、教職員の委員は、教職員の中から会長が委嘱する。
- 第 14 条 本会の議会は原則として、年1回として、全員の5分の1以上の出席がなければ決議することができない。必要あるときは臨時総会を開くことができる。
- 第 15 条 総会は次のことを決める。  
①規約の改正 ②事業の決定 ③会計の承認 ④その他重要事項
- 第 16 条 本会の経費は会費並びに事業収益金・寄付金をもってあてる。  
会費は月額200円とする。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本規約は昭和33年4月27日から実施する。

- 第 9 条 役員は4月に就任し、任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 10 条 学校長・教頭は本会の顧問となり、役員並びに委員の相談に応じ意見を述べる。
- 第 11 条 本会に会計監査2名を置く。会計監査は、会長が委嘱する。  
本部の役員を兼ねることはできない。
- 第 12 条 本会に次の委員会を設ける。
- 1.企画委員会  
事業の企画並びに運営にあたる。  
委員は本部役員,委員長・副委員長及び委員会担当の教職員があたる。
  - 2.その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。  
会長が提案し、企画委員会で承認を得る。
- 第 13 条 本会に次の委員を設ける。
- 1.学年委員  
学級・学年に関する問題を処理する。  
委員は各学級から互選によって2名を選出する。  
生徒の在籍3年間で一度でも本部役員・学年委員を経験した家庭は免除される。ただし本人が承諾すれば再任を妨げない。  
学年委員は、2（人権啓発委員）または3（見守り委員）のどちらかの委員を兼ね、その人数はそれぞれ半数程度とする。
  - 2.人権啓発委員  
人権啓発に係る活動や機関誌「しらいと」の作成作業を行う。
  - 3.見守り委員  
あいさつ運動やSNS問題をはじめ生徒を取り巻く身近な問題や危険に関する啓発活動を行う。  
委員長・副委員長は各委員の互選による。また、教職員の委員は、教職員の中から会長が委嘱する。
- 第 14 条 本会の議会は原則として、年1回として、全員の5分の1以上の出席がなければ決議することができない。必要あるときは臨時総会を開くことができる。
- 第 15 条 総会は次のことを決める。  
①規約の改正 ②事業の決定 ③会計の承認 ④その他重要事項
- 第 16 条 本会の経費は会費並びに事業収益金・寄付金をもってあてる。  
会費は月額200円とする。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本規約は昭和33年4月27日から実施する。

<p>昭和39年6月30日 体育後援会に関する部分を挿入する。</p> <p>昭和42年4月29日 一部改正</p> <p>昭和50年4月29日 一部改正</p> <p>昭和51年4月29日 一部改正</p> <p>昭和55年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>昭和58年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>昭和59年4月29日 一部改正（選挙規定）</p> <p>昭和60年3月 9日 一部改正（後援会）</p> <p>昭和61年4月29日 一部改正（選挙規定）</p> <p>昭和63年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>平成 4年2月22日 一部改正（選挙規定）</p> <p>平成 6年2月26日 一部改正（委員会、事業部、選挙規定）</p> <p>平成 8年3月 2日 一部改正（会費）</p> <p>平成11年2月20日 一部改正（委員会、事業部）</p> <p>平成12年4月30日 一部改正（後援会）</p> <p>平成16年4月25日 一部改正（委員会）</p> <p>平成26年4月27日 一部改正</p> <p>平成27年4月26日一部改正（役員数、学年委員の役割、文言「教職員」）</p> <p>平成29年4月23日一部改正（学年委員の選出）</p> <p>令和3年3月24日一部改正（人権啓発委員・見守り委員の創設。会費の変更）</p> <p>令和3年12月23日一部改正（地域委員廃止、地域委員廃止に伴う項の繰り上げ）</p>	<p>昭和39年6月30日 体育後援会に関する部分を挿入する。</p> <p>昭和42年4月29日 一部改正</p> <p>昭和50年4月29日 一部改正</p> <p>昭和51年4月29日 一部改正</p> <p>昭和55年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>昭和58年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>昭和59年4月29日 一部改正（選挙規定）</p> <p>昭和60年3月 9日 一部改正（後援会）</p> <p>昭和61年4月29日 一部改正（選挙規定）</p> <p>昭和63年4月29日 一部改正（会費）</p> <p>平成 4年2月22日 一部改正（選挙規定）</p> <p>平成 6年2月26日 一部改正（委員会、事業部、選挙規定）</p> <p>平成 8年3月 2日 一部改正（会費）</p> <p>平成11年2月20日 一部改正（委員会、事業部）</p> <p>平成12年4月30日 一部改正（後援会）</p> <p>平成16年4月25日 一部改正（委員会）</p> <p>平成26年4月27日 一部改正</p> <p>平成27年4月26日一部改正（役員数、学年委員の役割、文言「教職員」）</p> <p>平成29年4月23日一部改正（学年委員の選出）</p> <p>令和3年3月24日一部改正（人権啓発委員・見守り委員の創設。会費の変更）</p> <p>令和3年12月23日一部改正（地域委員廃止、地域委員廃止に伴う項の繰り上げ）</p> <p><u>令和6年4月〇〇日 一部改正</u></p>
---	--

白糸中学校PTA役員選挙規定 新旧対照表

【現 行】	【改 正】
<p>第 1 条 PTAの会長・副会長・書記・会計・議長及び監事の選出は、次の方法によって行う。</p> <p>第 2 条 役員選挙執行のため、選挙管理委員会を設置する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員は、本部役員から1名、1年及び2年の各学年の保護者から各1名と教職員から2名選出し、5名で構成する。委員長は、委員の互選とする。</p> <p>第 3 条 選挙管理委員会は、役員選挙の告示を行い、立候補を受け付ける。</p> <p>第 4 条 立候補の受付は、告示の日から5日間とし、最終日正午をもって締め切る。</p> <p style="padding-left: 40px;">但し、当日が休日の場合は翌日とする。</p> <p>第 5 条 役員選挙の立候補は毎年1月8日現在でPTA会員であるものとする。（但し、3年生のPTA会員を除く、第6条・第9条及び第10条も同様）</p>	<p>第 1 条 PTAの会長・副会長・書記・会計・議長及び監事の選出は、次の方法によって行う。</p> <p>第 2 条 役員選挙執行のため、選挙管理委員会を設置する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員は、本部役員から1名、1年及び2年の各学年の保護者から各1名と教職員から2名選出し、5名で構成する。委員長は、委員の互選とする。</p> <p>第 3 条 選挙管理委員会は、役員選挙の告示を行い、立候補を受け付ける。</p> <p>第 4 条 立候補の受付は、告示の日から5日間とし、最終日正午をもって締め切る。</p> <p style="padding-left: 40px;">但し、当日が休日の場合は翌日とする。</p> <p>第 5 条 役員選挙の立候補は毎年1月8日現在でPTA会員であるものとする。（但し、3年生のPTA会員を除く、第6条・第9条及び第10条も同様）</p>

また、新1年生については、校下小学校6年生の保護者とする。(以下PTA会員に含む)

第6条 選挙管理委員会は、立候補があった場合、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。

第7条 選挙は最高得票者を当選とし、同数の場合は決選投票を行う。

第8条 立候補のない場合またはそれに満たない場合は選考委員会を設置する。

選考委員会は

- ①本部役員1名、3年を除く各学級より1名ずつ男女構成を考慮して選出する。また、新1年生については校区小学校6年生の学級より各組1名ずつ男女構成を考慮して選出する。
- ②教職員から2名選出する。
- ③選考委員長は、委員の互選とする。

第9条 選考委員会は、PTA会員の中から役員候補者を選考し、選挙管理委員会へ報告する。

第10条 選挙管理委員会は選考委員会の報告に基づき、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。選挙は最高得票者を当選とする。

第11条 選挙監理委員及び選考委員が候補者となった場合、その職がとかれる。この場合各委員の欠員は補充しないものとする。

第12条 選挙管理委員長は選挙結果を会員に報告するものとする。

附 則

昭和44年4月29日 一部改正

昭和59年4月29日 一部改正

昭和61年4月29日 一部改正

平成 2年2月25日 一部改正

平成 4年2月22日 一部改正

平成11年2月20日 一部改正

平成27年4月26日 一部改正(文言「教職員」)

令和3年3月24日 一部改正(第2条選挙管理委員数の削減)

また、新1年生については、校下小学校6年生の保護者とする。(以下PTA会員に含む)

第6条 選挙管理委員会は、立候補があった場合、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。

第7条 選挙は最高得票者を当選とし、同数の場合は決選投票を行う。

第8条 立候補のない場合またはそれに満たない場合は選考委員会を設置する。

選考委員会は

- ①本部役員1名、3年を除く学年委員により構成する。また、新1年生については校区小学校6年生の学級より選出する。
- ②教職員から2名選出する。
- ③選考委員長は、委員の互選とする。

第9条 選考委員会は、PTA会員の中から役員候補者を選考し、選挙管理委員会へ報告する。

第10条 選挙管理委員会は選考委員会の報告に基づき、氏名等を記入した投票用紙をPTA会員に配布し、通信投票を行う。選挙は最高得票者を当選とする。

第11条 選挙監理委員及び選考委員が候補者となった場合、その職がとかれる。この場合各委員の欠員は補充しないものとする。

第12条 選挙管理委員長は選挙結果を会員に報告するものとする。

附 則

昭和44年4月29日 一部改正

昭和59年4月29日 一部改正

昭和61年4月29日 一部改正

平成 2年2月25日 一部改正

平成 4年2月22日 一部改正

平成11年2月20日 一部改正

平成27年4月26日 一部改正(文言「教職員」)

令和3年3月24日 一部改正(第2条選挙管理委員数の削減)

令和6年4月00日 一部改正

# 令和6年度 クラブ後援会総会

## クラブ後援会規約

- 第 1 条 本会は白糸中学校クラブ後援会といい、事務所を白糸中学校内に置く。
- 第 2 条 本会は白糸中学校のクラブ活動の健全な発達を図り、これを後援することを目的とする。
- 第 3 条 本会は白糸中 P T A 会員（普通会员という）と本会の趣旨に賛同する人（賛助会員という）で組織する。
- 第 4 条 本会は、目的を達するため、適時な事業を行う。
- 第 5 条 本会の役員は P T A の役員（但し、教職員の書記・会計を除く）がそれぞれ兼務する。教職員の書記・会計は、会長が教師の中から委嘱する。
- 第 6 条 本会の総会は年 1 回開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- 第 7 条 総会は本会の経費に関する事項・行事などの重要事項を決議する。
- 第 8 条 役員会は総会の決議に従って、会務を執行する。
- 第 9 条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収益金をもって充てる。
- 第 10 条 会費は普通会员は年額 2 5 0 0 円、賛助会員は年額 1 口 5 0 0 円とし口数は制限しない。
- 第 11 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。
- 第 12 条 本細則の変更は総会の決議によらなければならない。

### 附 則

本規約は平成 1 2 年 4 月 3 0 日から実施する。

平成 2 7 年 4 月 2 6 日 一部改正（文言「教職員」）

令和6年度 クラブ後援会費会計予算(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
前年度繰越金	2,900	16,373	
会 費	420,000	400,000	2500円×160人
生徒会費より	95,000	93,800	200円×469人
利子・雑収入	1		
合 計	517,901	510,173	

支出の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
<b>共通費</b>	0	0	
外部施設使用料	0	0	
<b>クラブ活動費</b>	501,528	500,000	
野 球	31,000	30,000	
ソフトテニス	62,000	60,000	男女30,000円ずつ
バスケットボール	60,630	60,000	男女30,000円ずつ
陸上競技	40,000	40,000	
柔 道	30,000	30,000	
剣 道	31,000	30,000	
バレーボール	62,000	60,000	男女30,000円ずつ
ソフトボール	30,000	30,000	
卓 球	55,000	50,000	
オリオン	80,000	80,000	
アカンザス	9,898	10,000	
家庭科	10,000	10,000	
科 学	0	10,000	
<b>予備費</b>	0	10,173	
合 計	501,528	510,173	

令和6年度 クラブ後援会賛助会費会計予算(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
前年度繰越金	739,330	701,236	
賛助会費	0	0	
利子・雑収入	6	0	利子他
合 計	739,336	701,236	

支出の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
旅 費	0	0	
大会参加費	38,100	80,000	5,000円×16クラブ
予備費		621,236	
合 計	38,100	701,236	